

古河市告示第 8 4 号

古河市 S D G s 未来都市推進事業支援補助金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 2 6 日

古河市長 針 谷 力

古河市 S D G s 未来都市推進事業支援補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、古河市SDGs未来都市計画に記載されているステークホルダーである企業、団体等（以下「ステークホルダー」という。）が行う当該計画の目標達成に資する取組を総合的に支援することにより、本市におけるSDGs（平成27年9月に開催の国連持続可能な開発サミットにおいて採択された「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」で掲げられた2030年までに達成すべき国際社会の共通目標をいう。別表において同じ。）の推進と発展を図ることを目的とするSDGs未来都市推進事業支援補助金（以下「補助金」という。）について、古河市補助金等交付規則（平成17年規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) ステークホルダーであること。

(2) 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）を市内で実施すること。

2 前項の規定にかかわらず、ステークホルダー又はその構成員が古河市暴力団排除条例(平成23年条例第32号)第2条第1号から第4号までのいずれかに該当するときは、補助金の交付の対象としない。

(補助対象事業等)

第 3 条 補助対象事業、補助要件、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表に定めるところによる。

(交付の申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、SDGs未来都市推進事

業支援補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 事業計画書
- （2） 収支予算書
- （3） 連携するステークホルダーの情報が分かる資料（別表に規定する先導的SDGs推進事業の場合に限る。）
- （4） その他市長が必要と認める書類

2 補助対象者が一会計年度に申請できる数は、別表に定める補助対象事業の区分ごとに1事業までとする。

（決定通知）

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請の内容を審査の上、補助金交付の可否を決定し、SDGs未来都市推進事業支援補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により補助対象者に通知するものとする。

（委員会の設置）

第6条 市長は、補助金の交付の可否を審査するため、古河市SDGs未来都市推進事業選定委員会（以下「委員会」という。）を置くことができる。

2 委員会は、前項の規定により審査した結果について、市長に報告するものとする。

（委員会の組織）

第7条 委員会は、委員6人以内をもって組織する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は企画政策部長を、副委員長は企画課長をもって充てる。

3 委員長は、委員会を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、委員長が指定する職員をもって充てる。

（委員会の会議）

第8条 委員会の会議（以下この条において「会議」という。）は、委員長が招集し、これを主宰する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求めることが

できる。

- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

（概算払）

第9条 補助金を交付する旨の決定通知を受けた補助対象者（以下「補助事業者」という。）は、事業の完了前に規則第8条第1項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとするときは、SDGs未来都市推進事業支援補助金概算払申請書（様式第3号）に、次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- （1） 補助金交付決定通知書の写し
- （2） 概算払を必要とする理由書
- （3） その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、内容を審査した上で概算払の可否を決定し、SDGs未来都市推進事業支援補助金概算払交付（不交付）決定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 補助事業者は、事業が完了したときは、SDGs未来都市推進事業支援補助金実績報告書（様式第5号）に次の書類を添えて、事業完了後30日以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

- （1） 事業報告書
- （2） 収支決算書
- （3） 支出の根拠を示す資料
- （4） 記録写真その他の補助対象事業の実績を明らかにする資料
- （5） その他市長が必要と認める書類

（額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金の額を確定し、SDGs未来都市推進事業支援補助金確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第12条 第9条第2項の規定による補助金概算払の交付決定通知を受け、

又は前条の規定による通知を受けた補助事業者（第15条第2項に該当する補助事業者を除く。）は、SDGs未来都市推進事業支援補助金交付請求書（様式第7号）により市長に請求しなければならない。

2 第9条第2項の規定による補助金概算払の交付決定通知を受けた補助事業者は、前条の規定により確定した補助金の額から、当該概算払により交付を受けた補助金の額を控除した額を請求するものとする。

（交付）

第13条 市長は、前条第1項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、補助事業者について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、SDGs未来都市推進事業支援補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。交付すべき補助金の額の確定があった後においても、同様とする。

（1） この告示の趣旨に反して補助金を使用したとき

（2） 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

（返還）

第15条 市長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消したときは、SDGs未来都市推進事業支援補助金返還命令書（様式第9号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項のほか、第9条第1項の規定により概算払を受けた額に残余が生じたときは、概算払を受けた補助事業者に対し、SDGs未来都市推進事業支援補助金一部返還命令書（様式第10号）により期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（文書の保管）

第16条 補助事業者は、当該事業に係る関係書類を整備し、補助金の交付を受けた年度から起算して5年間保管しなければならない。

（補則）

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象事業	補助要件	補助対象経費	補助率及び補助限度額
1 SDGs普及促進事業	SDGsの普及促進に資する事業であり、次の要件を全て満たすものであること。 (1) SDGsの普及促進に資することが明確な事業であること。 (2) 補助対象者が新規実施する又は既存事業に新たな視点又は工夫を加えた事業であること。 (3) 市長が別に指定する文言等を記載できる事業であること。	報償費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、使用料、賃借料、役務費、委託料、旅費、負担金、食糧費、備品購入費、その他市長がSDGs普及促進事業の実施に必要と認める経費	補助対象経費の4分の3(1,000円未満切捨て)。ただし、10万円を限度とする。
2 先導的SDGs推進事業	先導的でSDGsの達成に資する事業であり、次の要件を全て満たすものであること。 (1) SDGsの達成に資することが明確な事業であること。 (2) 2団体以上のステークホルダー	報償費、印刷製本費、原材料費、消耗品費、使用料、賃借料、役務費、委託料、旅費、負担金、食糧費、備品購入費、その他市長が先導的SDGs推進事業の実施に必要	補助対象経費の10分の10(1,000円未満切捨て)。ただし、50万円を限度とする。

	の連携により実施 する事業であるこ と。	と認める経費	
--	----------------------------	--------	--

様式第 1 号（第 4 条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

連絡先

SDGs未来都市推進事業支援補助金交付申請書

年度におけるSDGs未来都市推進事業支援補助金の交付を受けたいので古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 4 条の規定により、次のとおり申請します。

補助事業名	
補助対象事業	☐ SDGs普及促進事業 ☐ 先導的SDGs推進事業
補助事業費（予定）	円（税込み）
補助金交付申請額	円
補助事業予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日
確認・同意事項	☐ 古河市SDGs未来都市計画に記載されているステークホルダーであること。 ☐ 補助対象事業を市内で実施すること。 ☐ 古河市暴力団排除条例第 2 条第 1 号から第 4 号までのいずれにも該当しないこと。 ☐ 要綱別表の補助要件を満たすこと。

添付書類

- （１） 事業計画書
- （２） 収支予算書
- （３） 連携するステークホルダーの情報が分かる資料（補助対象事業が「先導的SDGs推進事業」の場合に限る。）
- （４） その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



SDGs未来都市推進事業支援補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったSDGs未来都市推進事業支援補助金については、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第5条の規定により次のとおり決定したので、通知します。

☐ 交付する。

- 1 事業の名称
- 2 交付決定額
- 3 附帯条件

円

☐ 交付しない。

理由

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

連絡先

SDGs未来都市推進事業支援補助金概算払申請書

SDGs未来都市推進事業支援補助金の概算払について、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

1 概算払申請額 円

2 関係書類

- (1) SDGs未来都市推進事業支援補助金交付決定通知書の写し
- (2) 概算払を必要とする理由書
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第 4 号（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



SDGs未来都市推進事業支援補助金概算払交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあったSDGs未来都市推進事業支援補助金の概算払については、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により次のとおり決定したので、通知します。

☐ 交付する。

- 1 事業等の名称
- 2 概算払交付（予定）額 円
- 3 附帯条件

☐ 交付しない。

理由

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

住所又は所在地

名称及び代表者氏名

連絡先

SDGs未来都市推進事業支援補助金実績報告書

年 月 日付け第 号で交付の決定があったSDGs未来都市推進事業支援補助金の実績について、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第10条の規定によりその実績を次の関係書類を添えて報告します。

関係書類

- 1 事業報告書
- 2 収支決算書
- 3 支出の根拠を示す資料
- 4 記録写真その他の補助対象事業の実績を明らかにする資料
- 5 その他市長が必要と認める書類

様式第 6 号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



SDGs未来都市推進事業支援補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあったSDGs未来都市推進事業支援補助金については、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第11条の規定により次のとおり補助金の額を確定したので、通知します。

補助金の確定額 円

様式第7号（第12条関係）

年 月 日

古河市長 宛て

住所又は所在地

名称及び代表者氏名 印

連絡先

SDGs未来都市推進事業支援補助金交付請求書

SDGs未来都市推進事業支援補助金について、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり請求します。

1 補助金（概算払）請求額	円
交付確定（決定）額	円
概算払受領済額	円
今回交付請求額	円
残額	円

2 振込先

金融機関		支店名	支店
貯金種目	普通 ・ 当座		
口座番号			
口座名義人			

※この請求書は、次の（１）又は（２）及び（３）に記入することにより押印を省略することができます。

（１） 適格請求書発行事業者登録番号 T _____

（２） 発行責任者 氏名 _____ 連絡先 _____

（３） 担当者 氏名 _____ 連絡先 _____

様式第 8 号（第14条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



SDGs未来都市推進事業支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付第 号により交付決定したSDGs未来都市推進事業支援補助金に係る 円については、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり交付決定を取り消します。

1 取消金額 円

2 取消しの理由

様式第 9 号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



SDGs未来都市推進事業支援補助金返還命令書

年 月 日付第 号により交付決定を取り消したSDGs未来都市推進事業支援補助金に係る 円については、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第15条第 1 項の規定により次のとおり返還を命じます。

1 返 還 額 円

2 返 還 期 限 年 月 日 まで

様式第 1 0 号（第15条関係）

第 号
年 月 日

様

古河市長



SDGs未来都市推進事業支援補助金一部返還命令書

年 月 日付第 号により交付決定したSDGs未来都市推進事業支援補助金の概算払に係る 円については、古河市SDGs未来都市推進事業支援補助金交付要綱第15条第2項の規定により次のとおり返還を命じます。

1 返 還 額 円

2 返 還 期 限 年 月 日 まで